

給付型奨学金制度に関する意見書

現在、我が国における高等教育費に占める家計支出の割合は国際的に見ても高くなっており、大学の授業料も高止まりとなっている。このような中、近年、国立大学が授業料を標準額より引き上げる動きが相次いでおり、高等教育費の家計負担を支える奨学金の重要度がより一層高まっている。

こうした状況を踏まえ、国は経済的に困難な学生等が進学、修学を断念することがないよう、令和2年度に高等教育の修学支援新制度を創設し、給付型奨学金の大幅拡充を行い、令和6年度からは給付対象を多子世帯の中間所得層にも拡大したところである。

しかしながら、急激に物価が上昇している昨今、家計が圧迫されている世帯は多く、希望する全ての学生がひとしく学業に専念するためには、今回の給付対象の拡大は十分なものとは言えず、多子世帯に限らず中間所得層を対象とするなど、さらなる制度の拡大が求められている。

よって、名古屋市会は、国会及び政府に対し、意欲と能力のある若者が家庭の経済状況にかかわらず大学等に進学できる環境整備のため、給付型奨学金の給付対象及び給付額をより一層拡充するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年12月6日

名古屋市会

衆議院議長	}	宛（各 通）
参議院議長		
内閣総理大臣		
総務大臣		
文部科学大臣		